

議案第 32 号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につ
いて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部分を改正する条例

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 26 年橋本市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分
分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。<u>ただし、附則第 14 項の改正（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。</u>	附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。